

みんなで支えあう 私たちの国民健康保険

国民健康保険(以下「国保」)は、思いがけない病気やケガに備えて、私たち加入者(被保険者)がお金(保険税)を出し合って医療費などを補助する「**助け合いの制度**」です。職場の健康保険に加入している方、後期高齢者医療制度の対象となる方、生活保護を受けている方以外は、すべての方が国保の加入者となります。

医療機関で被保険者証を提示すると、自己負担は3割(義務教育就学前の子2割、70歳から74歳1割または3割)です。70歳になられた方は、「国保の被保険者証」とともに「高齢受給者証」を提示してください。75歳になると、誕生日当日から後期高齢医療制度で医療を受けることになります。

○国保に加入したり、やめるときは、速やかに届け出てください

国保の加入者になるのは、加入の届け出をした日ではなく、実際の異動のあった日(例えば職場の社会保険などをやめた日)です。そのため、届け出が遅れると、さかのぼって保険税を納めていただくことになります。また、国保をやめる届け出が遅れると、国保が負担した医療費を後で返していただくこともあります。

※国保をやめたり、期限切れとなった被保険者証などは返却をお願いします



○新しくなります! 高齢受給者証

【対象】70歳以上の方で、昭和14年7月1日以前に生まれた方(後期高齢者医療制度加入者を除きます)

【内容】現在お持ちの国保の高齢受給者証が8月1日から新しくなります。新しい受給者証は、7月下旬に各世帯に郵送いたします。現在の受給者証の有効期限は、7月31日までですので、ご注意ください。受給者証には、同世帯の70歳以上の方の平成20年中の所得状況に応じて判定した一部負担金の割合が記載されていますので、医療機関で診療を受けるときには国保の被保険者証と一緒に窓口で提示してください。

平成21年度 保険税額の決まり方

保険税額=医療分(①+②+③+④)+後期分(①+②+③+④)+介護分(①+②+③+④)

※介護分は40歳以上64歳以下の方のみが対象となります

区分	内容	税率・税額		
		医療分	後期分	介護分
①所得割額	平成20年中の所得から33万円を引いた金額に右の税率をかけます	5.0%	1.9%	2.3%
②資産割額	平成21年度の固定資産税(都市計画税を除きます)のうち、土地と建物にかかる金額に右の税率をかけます。共有の場合は、持分に応じて計算します	19.0%	8.3%	5.6%
③均等割額	加入者の人数に応じて計算します。右の額は、1人あたりの1年間にかかる金額です	20,400円	7,200円	7,800円
④平等割額	加入世帯を単位として計算します。右の額は、1世帯あたりの1年間にかかる金額です	22,800円	6,000円	7,800円
課税限度額	1世帯につき、医療分・後期分・介護分でそれぞれ1年間に課税される限度額です	47万円	12万円	9万円

特別徴収と口座振替

以下の条件に当てはまる場合は、世帯主の年金から特別徴収(年金からの天引き)となります。

- ① 国保に加入している世帯主の年金が年額18万円以上である
- ② 世帯主も含めて、世帯内の国保加入者全員の年齢が65歳から74歳までである
- ③ 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の2分の1を超えない

ただし、保険税の特別徴収に該当する場合でも、口座振替により保険税を確実に納められる方は、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することもできますので、市民税課税政係へご相談ください。

また、所得税および住民税の社会保険料控除について、特別徴収の場合は年金から天引きされた方が、口座振替により納付された場合は、実際に保険税を支払った方が控除を受けることができます。

保険税を納めるのは世帯主

世帯に国保の加入者がいると、世帯主本人が加入者でなくても、通知は世帯主の方に送られます。したがって、社会保険や長寿医療制度(後期高齢者医療制度)などの国保以外の健康保険に加入する世帯主の方でも、世帯の中に国保の加入者がいる場合は、国保以外の健康保険料と保険税の両方を納めることになります。

ただし、保険税は、実際の加入者の分だけで計算されます。

☆平成21年度の国民健康保険税納税通知書は、7月15日に発送します

○保険税を納めないと・・・

特別な事情もなく滞納し、納付相談などにも応じない場合は、被保険者証から資格証明書などへの切り替えや、保険給付の一時差止めの措置を取られる場合があります。納期限内の納付が困難な方は、分割納付などの納付方法についてお早めにご相談ください。

○健診を受けましょう!

みなさんが納める保険税は医療費にあてられます。医療費が増えれば保険税の引き上げにつながってしまいますので、病気の早期発見や健康チェックのため健康診断を受けましょう。40歳以上の方は特定健診を1月末まで受けることができます。(人間ドックを受ける方は、特定健診の項目がドックに含まれているため特定健診を受けることができません)

※受診の際は、必ず受診券を持参してください

はじめませんか! 保険税の“口座振替”

便利です! 金融機関へ出向く手間がなくなります。

确实です! 「うっかり納め忘れ」がなくなります。

お申し込みは市内金融機関窓口で!

- ・通帳
- ・通帳届出印
- ・最新の納税通知書

▼詳しくは、次のところへ

国民健康保険の制度、給付について 医療保険課国保係 ☎(20) 3 0 2 4

国民健康保険税の課税計算について 市民税課税政係 ☎(20) 3 0 0 7

国民健康保険税の口座振替、納付について 収納課収納管理係・納税係 ☎(20) 3 0 1 0

資格証明書、短期被保険者証、国民健康保険税の納付相談について

医療保険課収納対策係 ☎(24) 5 1 1 1 ・内線1 2 4 5